

つものとされている。財務部門を担当する行政部長は、行政部長会議及び執行委員会の両方の議長を務め、市長としてのポジションを得る。市長は、市政の重要な行政課題の指揮をとるほか、市の予算配分に関する案を提出する。

### (3) コミュン議会の会議

会議では、委員会及び行政管理局で提議または準備された決議案が主に取り扱われる。これらの決議案は、例えば組織に関する案件、政策の決定、第三者との契約、評価、詳細計画に関する案件、不動産の売却や購入など。

会議は、必ず質疑及び簡単な質問で始まり、その後、決議案や提議の処理を行う。議員が案件の事後情報を望む場合、行政部長の1人に質問または質疑をすることができ、質問の際に発言できるのは質問者と答弁者のみ。質疑の場合には、全議員が討論に参加できる。

議案は、文書による議員からの提案。質問や質疑とは異なり、議案は決議される。議案は、議会に直接提出されず、まず執行委員会へ提出され、関連する委員会または理事会で準備される。提議はその後、議会へ戻され、1年以内に決議されなくてはならない。

### (4) スtockホルム市の交通施策

ストックホルム市では、より持続可能な都市を目指して、市バスを再生可能な燃料を利用して走らせるという試みが続けられている。現在、市内を走る路線バスもエタノール車となっており、その燃料はフランスの余剰ワインやブラジルのさとうきびから製造している。

市が現在特に導入に力を入れているのが、バイオガス燃料バスである。2008年までに市内バスの40%がバイオガスを初めとする代替燃料車に切り替わっている。また、市バス専用のバイオガス燃料スタンドもバス整備場に設置されている。市街地を走るバスはバイオガスを中心に、郊外を走るバスはエタノールを中心に展開する予定である。

バイオガス燃料の価格は、ディーゼルとほぼ同じ。ただ、バイオガスは、ディーゼルより燃料は良くない。このため、市ではバイオガスであっても効率よく運転する方法をドライバーに教えるなどの対策をとっている。このほか、ディーゼルよりもメンテナンス費用がかかるなどの課題があるが、市では公共交通機関に関しては、2015年には100%が環境燃料を使用することを目標としている。

## 《ドイツ》

### 1 ギーセン市議会公式訪問

#### (1) ギーセン市の概要

ギーセン市はフランクフルトの北50kmに位置する、人口7万4,000人の都市である。国内の都市で最も学生の人口比率が高く、人口7万4,000人に対して、学生が2万8,000人で人口の3分の1以上を占める。総合大学や専門大学のおよそ30の分野の大学があり、「大学の町」として有名である。市内には、400年の歴史を誇る大学や植物園があり、また、ユニークな施設として数学博物館がある。市議会は議員が59名おり、任期は6年。市長は直接選挙により選出される。

ギーセン市の歴史をみると、中世の時代から繁栄を極め、第二次大戦までは鉄道の要衝として確たる存在であったが、大戦時に市の面積の8割以上が爆撃を受けた。大きな被害を受けたが、再建のために20年以上かけて復興している。その後、ギーセン郡の中心都市として歴史・文化を大切にす地域風土を基調に新たなまちづくりが展開されている。

現在のギーセン市の事情については、低所得者向け住宅が多く、失業率は14%と高い。将来の

人口推計では、2020年までに10%の人口減少を見込んでいる。

このような数値や住民の要望を踏まえて、2001年ごろから商工会議所と大学が一体となって再生計画を立て、商店と地主が一丸となって地域活性化を図る目的のもと、アメリカ軍隊の跡地などを活用して再開発を進めている。2001年に市議会議員や大学の代表者、市民グループが出資し、マーケティング会社を設立し、市は同社に対して年間50万ユーロを補助金として支出するなど、官民連携による地域活性化を図っている。

## (2) ヘッセン州 BID 法の特徴

ヘッセン州 BID 法、名称は「中心市街地のビジネス調和の強化に関する法律」。BID の設立手続きは州法で規定されており、BID 設立には地区内所有者の同意を条件としている。BID 設置のために BID の基本計画というべき地区計画を定めることが義務づけられている。この地区計画には、BID の設立目的、活動内容、財源、役員の構成等が明記され、BID のマスタープランと呼ばれるものである。

ヘッセン州 BID 法の導入基準の特徴として、①申請者は、対象地区内土地所有者及び土地面積の各15%以上の賛成を得ていること、②事業計画・支出内訳を公開して、対象地区内土地所有者の25%以上が反対していないこと、③BID 税額は、土地評価額10%を超えないこと（土地評価額は、1964年価格）。

## (3) BID 導入による地域活性化

BID とは、Business Improvement District の略で、訳はビジネス改善地区。この制度は、区域内の不動産所有者から負担金として一定額を徴収し、その資金を直接地域の活性化に活用する制度である。地区改善のための組織づくり及び資金調達の仕事であり、官民のパートナーシップによる地域活性化手法である。運営主体は、商業者、不動産所有者の代表で構成される地区の運営組合。

2005年12月にヘッセン州 BID 法が制定されたが、これはギーゼン市の地元関係者の法制定に関するロビー活動の成果によるものであった。翌06年9月にギーゼン市は州政府によって BID が認可、BID 導入の背景には、個人商店の減少、その結果としての営業税の収入が減少したことにある。現在では、市内の SeIterweg 地区をはじめ4地区で BID を導入している。これらの地区では、地区内に集められた負担金を資金として、イベントの開催、地区内の街路照明、清掃など、BID が行政サービス並みのサービスを提供している。

市は監督する立場にあり、各 BID の運営組合は市と5年単位の契約を結び BID を運営している。各地区ではコンセプトを「街路環境の改善と施設機能の向上」「市場の再生」「高級店舗導入」「広場の再整備」としており、市民のイニシアティブによる都市の景観づくりが行われている。

## 2 ヘッセン地区疾病金庫訪問

### (1) ドイツの公的医療費の推移

ドイツの公的医療保険の費用の過去10年をみると、1998年に1,200億ユーロとなつてから年々支出は増加し、減少した年があったものの、2007年には1,440億ユーロ、直近の2008年では1,600億ユーロに達している。この間、平均2.5%上昇し、推移している。

また、医療費の上昇の推移をみると、公的医療保険の医療費支出が保険収入を大きく上回っている。この理由として、①労働者の賃金が過去10年上昇していないこと、②失業者が多く、失業保険を受け取っても賃金よりも少ない、③年金受給者が増加し、受給者は現役の賃金より低いた

め、保険料も少ない一などが挙げられている。

## (2) 医療保険制度改革の概要

ドイツでは、日本と同様に医療費抑制を目的とした医療保険制度改革が推し進められている。国民への医療サービスが、日本と同様に社会保険を軸に提供されているドイツでは、その改革の主眼も赤字傾向にある公的医療保険に置かれている。医療費の膨張を抑えて保険料率の急上昇を防ぎつつ、医療の質も維持する狙いで、財源を再配分、公的保険に運営の効率化を促すべく、本年新たな医療基金が設立された。

この医療基金は、2007年に制定された「公的医療保険競争強化法」の中で制度化されることになった。医療保険への加入義務化が導入され、すべての国民を、公的医療保険か民間医療保険に加入することを義務づけることになった。現在、公的医療保険加入者は約9割となっている。

これまでは、公的医療保険の保険者として、地区疾病金庫や企業疾病金庫などの7つの疾病金庫が保険料を独自に定めていた。被保険者は、原則的には、職種や住所等により加入する疾病金庫を指定されていたため、疾病金庫間の保険料率の格差が生じていた。保険料が高くても低くても医師から受ける診療内容に変化があるわけではない。しかも、所得が同じでも加入する疾病金庫によって保険料が大きく異なる。この格差の影響は、被保険者である被用者ばかりでなく、保険料の2分の1を負担する事業主にも及ぶわけである。

そこで、競争強化法は、全国一律の保険料率を定めるとともに、国（医療保険庁）が運営する医療基金を創設することを定めた。それまで個々の疾病金庫ごとに徴収されていた保険料は、2009年1月からすべてこの医療基金に集められ、税を財源とした連邦補助金を加えた後、各疾病金庫に交付される。連邦補助金の額は、2009年が40億ユーロ、翌2010年からは140億ユーロに達するまで毎年15億ユーロずつ増額する予定である。

各疾病金庫は、こうした医療基金から配分された資金で被保険者に対するサービス、医師への診療報酬の支払い等を行うことになるが、その場合、財政状態の良い金庫は、保険料の一部を割戻金として被保険者に支払っても差し支えない。その一方で、基金からリスク調整された追加的補助を得てもなお経営状態が改善しない金庫は、被保険者から追加保険料を徴収することができる。

ヘッセン地区疾病金庫では、これによって、金庫間の競争が高められ、余計なコストの削減とサービスの質を高めるとともに、民間医療保険の部分がが増えていくものと見込んでいる。

## (3) ヘッセン地区疾病金庫の概要

ヘッセン州におけるヘッセン地区疾病金庫のマーケットシェアは30%を占め、年間予算は41億ユーロに上る。地区疾病金庫は各州にほぼ1つあるが、国内で15ある地区疾病金庫のうち規模は1位である。ドイツ国内のすべての疾病金庫の中での規模は13位となっている。各疾病金庫には介護金庫がついており、ヘッセン地区疾病金庫の介護金庫の年間予算は7億3,000万ユーロ。

同疾病金庫の被用者保険者の数が約150万人。世帯数は50万世帯で、法人数については9万社と非常に多くの企業が加入している。職員数は3,900名。

年間予算41億ユーロのうち、病院治療費が13億6,700万ユーロと最も多く、予算全体の約30%を占める。次いで、薬剤費が7億600万ユーロで17%、診療報酬が5億5,900万ユーロで14%となっている。この上位3分野で予算全体の65%を占めている。